

# I T・ロボット等活用生産性向上資金

## 1 目的

この資金は、I T・ロボット等活用による生産性向上（函館市I T・ロボット等活用生産性向上補助金交付要綱第2条第1号の規定による）に取り組む中小企業者等に対し、これに必要な設備資金を融資することにより、経営基盤の強化を図るとともに、本市産業の活性化を図ることを目的とする。

## 2 融資対象

この資金の対象となる者は、函館商工会議所が事業計画に妥当性があると判断した者で、市内に事業所を有し、函館市I T・ロボット等活用生産性向上補助金の専門家派遣型I T・ロボット等設備導入支援事業の交付事業として、I T・ロボット等活用による生産性向上のための設備投資を行う中小企業者等とする。

## 3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

### (1) 資金使途，融資限度額，融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
設備資金	6,000万円	15年以内（3年以内）	別に定める。

- (2) 返済方法 原則として均等分割月賦返済とする。
- (3) 信用保証 必要により保証協会の保証を付けることがある。
- (4) 担保および保証人 取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

## 4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

## 【 取 扱 細 目 】

### 1 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式6）
- (3) 最近2年間の決算書（個人の場合 確定申告書の写し，決算書・内訳書等）
- (4) 会社または協同組合等の場合 会社または協同組合等の登記事項証明書  
（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (5) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (6) 函館市IT・ロボット等活用生産性向上補助金の補助金等交付決定通知書の写し
- (7) 導入または改造もしくは改良する機器設備等の見積書の写し等
- (8) その他函館商工会議所が必要と認めるもの